

第1章 市民協働の基本的な考え方

1. 市民協働とは

地域社会のさまざまな課題を解決し、市民の願いを実現するために、市民一人ひとりがまちのあり方を考え、さまざまな活動を行うことによって、江南のまちづくりが取り組まれています。

そのまちづくりをさらに推進するためには、「市民協働」という新しい方法が必要と考えられます。

市民協働とは、個人で活動する市民やさまざまな団体に所属して活動する市民が、市民協働の運営ルールを持って、自発的・自主的に、連携・協力し、だれでも、共に、人間らしく、しあわせに生きることができるまちをつくる活動のことです。

市民協働の運営ルールは、次のとおりです。

目的・目標の共有

- ・まちづくりの具体的な目的や目標を共有します。
- ・活動方針を決めるときは、互いの意見を尊重し、合意するまで話しあいます。

対等・自立の関係

- ・年齢、国籍、職業などに関わりなく、対等な関係のもとに運営します。
- ・人格的に依存・従属せず、互いに人権を尊重し、自立した関係のもとに運営します。

参加の自由

- ・いかなる強制を受けることなく、自発的・自主的に、市民の自由な意思に基づいて参加します。

情報の共有、情報の公開と透明性の確保

- ・まちづくりの情報を活動の参加者が共有します。
- ・活動に関する情報を公開し、透明性を確保します。

法令の遵守、個人情報の保護

- ・関係する法令、条例等の規定に従います。
- ・プライバシーに関する情報については、秘密を守ります。
- ・個人情報を保護します。

評価と改善

- ・まちづくりの活動を評価・点検し、成果と問題点を明らかにして、改善しながら、運営します。

2. 市民協働による市民自治の推進

市民は、自ら直接まちづくりを行うだけではなく、より効果的にまちづくりを行うために、市民に最も身近な地域政府として、江南市という自治体を設置し、まちづくりの一部（市政）を信託しています。

市は、市民の信託に応え、市民のために市政を行わなければなりません。市民のための市政は、主権者である市民の意思を的確に反映するために、市民の積極的な参画のもとに行われる必要があります。

市民が、まちづくりを直接・主体的に行い、市政に主体的に参画することを「市民自治」といいます。

市民協働を推進することで、市民自治の活動水準をより高めることができます。

3. 市民協働によるまちづくりの目標

市民協働によるまちづくりの目標には、次のようなものがあります。

人権が尊重され、平和に暮らせるまち

人権、平和、国際理解などに関する学習や行催事の実施などの活動を推進し、市民の人権が尊重され、その個性と能力が活かされるまちをつくります。

安心・安全に暮らせるまち

防災、防犯、交通安全などに関する活動を推進し、安全な暮らしやすいまちをつくります。

環境と調和し、快適に暮らせるまち

ごみ減量やリサイクル推進、地球温暖化防止、自然環境の保全などの活動を通して、環境問題を解決し、将来にわたって暮らしやすいまちをつくります。

市民が生きがいを持ち、活力あふれるまち

市民同士の信頼関係のもとに、さまざまな活動が活発に行われる活力のあるまちをつくります。

生涯学習活動や文化活動が活発に行われ、活動の成果がまちづくりに活かされるまちをつくります。

市民が共に支えあい、健康に暮らせるまち

介護、福祉、医療、健康づくりが充実し、市民が健康に暮らすことができるまちをつくります。

子どもたちが夢と希望を持って学び、育つまち

子どもたちが、それぞれの年齢にふさわしいかたちでまちづくりに参加することができ、さまざまな活動を通して、学び、健やかに成長できるまちをつくります。

第2章 市民協働によるまちづくりを推進する施策

1. 情報の共有

市民協働によるまちづくりを進めるため、市民と市がまちづくりの情報を共有することが必要です。

(1) 情報提供の推進

市には、政策の立案、実施、評価などの各段階において、市民に対し、政策の内容や決定過程などを公表し、分かりやすく説明する責任があります。

市は、政策を決定する場合、参考とした情報や政策案、議論の経過、決定の理由などを明らかにし、市民に説明しなければなりません。

市は、説明責任を果たし、市民と情報を共有するため、情報提供体制の整備に取り組みます。市広報紙、市ホームページの活用のほか、政策に関する市民説明会の開催や報道機関を通じた情報提供などさまざまな方法で積極的に情報提供を行います。

情報提供の推進のため、各種の要綱や審議会等の会議録も市ホームページで公開します。

(2) 審議会等の公開

「審議会等」とは、戦略計画審議会、環境審議会など、市が法令や条例に基づいて設置する「附属機関」と江南市市民協働研究会などの要綱等で設置する研究会や市民会議等のことです。

審議会等は、市の政策立案に重要な役割を果たしているため、法令の規定により公開しないとされている場合や会議の内容に江南市情報公開条例に定める不開示情報が含まれる場合などを除いて、会議と会議録を公開することが必要です。

(3) 財政状況の公表

市民協働によって、行財政改革を進めていくためには、市民が市の財政状況について、市と同じ水準の情報を共有していることが前提となります。財政状況の公表方法について、さらに工夫し、市民に分かりやすい情報提供に努めます。

(4) 政策評価に関する情報の公表

政策評価制度とは、市の政策や事業を評価し、発見された課題を事業の見直しや計画・予算などに反映させ、新しい目標値を定めて、事業を実施していくという一連の過程を通して、効率的・効果的な市政運営を図る制度です。

市は、政策評価制度の構築に努めるとともに、政策評価の結果や市の政策・事業の達成状況など、政策評価に関する情報を分かりやすく市民に公表し、市民への説明責任を果たします。

2 . 市民参画制度の確立

市民参画とは、市民が、政策の立案、実施、評価等の各段階において、意見を述べ、提案するなどさまざまな方法で市政に参加し、市の意思決定に主体的にかかわることです。

市民協働によるまちづくりを推進する前提として、市民参画の制度を整備し、市の政策立案、実施、評価等の各段階で市民の積極的な参画を図ることが必要です。

市民参画の推進に向けて、新たな市民参画制度を積極的に導入する必要があるため、市民参画制度を定めた条例を制定します。

市民協働を推進する新たな市民参画制度

市民政策提案

複数の市民が協働して、具体的な政策を市に提案し、その提案を市が検討し、意思決定を行うとともに、その提案の内容、市の考え方などを公表するという制度です。

共同研究

市民と市職員が協働して、政策の研究を行うことを通して、市民が市の政策立案に参画する制度です。

市民委員会

公募市民のみで構成される政策研究を主に行う市民会議で、次のような特徴があります。

一般公募で選ばれた市民を中心に構成され、会議や事務局の運営は参加者が行い、市は印刷費等の活動費補助など後方支援を行う。

学習活動や調査研究などを通して政策を立案し、市に提言する。

3 . 市民活動の推進

(1) 市民活動に関する用語の定義

市民活動

この指針では、個人で活動する市民やさまざまな団体に所属して活動する市民が、自発的・自主的に、だれでも、共に、人間らしく、しあわせに生きることができるまちをつくる活動を「市民活動」と定義します。

市民協働の運営ルールを持って、市民が連携・協力して行う市民活動を「市民協働」といいます。

地域住民活動

この指針では、市内の一定の地域において、住民が自発的・自主的に行う、地域住民のための活動を「地域住民活動」と定義します。

地域住民活動には、住民同士の交流・親睦のための行事の実施、地域の防災、防犯、清掃、ごみの分別指導など、さまざまな活動があります。

(2) 市民活動の推進に向けた市の基本施策

市民活動の推進のため、市は、次の施策を実施します。

活動場所の確保

市民活動や市民協働に参加する市民に対し、会議室や印刷機の提供、活動の情報提供、団体間の交流の場づくりなどの施策を実施するための拠点施設を設置します。

情報の提供

市民活動の情報を提供するホームページの充実や情報誌の定期的発行などに取り組み、市民が市民活動の情報を共有できる仕組みを整備します。

学習・研修の機会提供

市民活動の参加者の拡大や市民活動団体のマネジメント能力の向上のため、市民や市民活動団体に対し、学習・研修の機会を提供します。市民活動の入門講座やマネジメント講座等を定期的実施し、充実させていきます。

補助金制度の創設

市民活動に対する補助金制度を創設します。補助金を交付する事業を行う団体を公募し、公開の審査を実施して選考します。補助金を受けた団体が事業の成果を公表し、評価を受ける仕組みも整備します。

活動機会の創出

市は、市民活動に取り組む団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会を提供するよう努めます。

市民活動に取り組む団体から、市と連携協力して行う事業の提案を募集する制度を創設します。

市民活動団体と地域住民活動団体の連携・協力推進

市民活動団体と地域住民活動団体の連携・協力を推進するため、情報交換や交流の機会づくりを行います。

市職員の能力開発

市職員は、市民参画と市民活動を推進するため、市民との信頼関係を構築し、必要な能力の開発に取り組みます。市は、そうした取り組みを支援するため、庁内の各部署の連携や職員研修の充実に取り組みます。

市職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民活動や地域活動に対する理解を深め、積極的に参加する必要があります。

地域自治の仕組みづくりと施設を拠点とした活動の推進

地域自治区や地域予算制度など地域自治の仕組みに関する研究を推進し、地域自治の仕組みづくりに取り組みます。

公民館、学習等供用施設、コミュニティセンターの運営に地域住民が主体的に参画できる仕組みを整備し、施設を拠点とした地域住民活動や生涯学習活動の推進と地域自治の確立に取り組みます。また、市内の学校施設を地域住民活動や生涯学習活動に積極的に活用できる体制を整備します。